破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第５７５号
川崎市多摩区長尾１丁目８番22号　遊園ハイツ202
破産者　山田　峰明
１　決定年月日　平成25年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３２号
宮城県石巻市南中里３丁目15番７―202号、前住所宮城県石巻市中里四丁目10番21号
破産者　佐藤　通夫
１　決定年月日　平成25年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第２７８号
茨城県つくば市高崎720番地
破産者　石川　　隆
１　決定年月日　平成25年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２４号
長野県小諸市甲1462番地12　ピーチパレスＡ102、前住所神奈川県茅ヶ崎市甘沼200番地１―225号　グランドヒル
破産者　川上　新一
１　決定年月日　平成25年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第５４９号
熊本市東区長嶺東６丁目29番３号
破産者　尾﨑　仁一
１　決定年月日　平成25年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７０２号
熊本市東区湖東２丁目47番３号　102、前住所熊本県上益城郡益城町大字木山355番地１
破産者　山田　敬之
１　決定年月日　平成25年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７１３号
熊本市東区沼山津４丁目21番27号　コーポ小楠102
破産者　山口　正俊
１　決定年月日　平成25年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２０２９号
札幌市東区北17条東７丁目１番６―1002号
破産者　八鍬　世樹
１　決定年月日　平成25年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７０２号
札幌市清田区平岡８条３丁目３番23号
破産者　服部　清光
１　決定年月日　平成25年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８１１号
札幌市清田区清田４条４丁目２番20号
破産者　森　　剋樹
１　決定年月日　平成25年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６２３号
宮城県宮城郡利府町菅谷台１丁目５番地２、住民票上の住所仙台市宮城野区燕沢東２丁目７番37号　大友ビル201
破産者　萱沼　雄三
１　決定年月日　平成25年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１４７２号
神奈川県海老名市国分北３丁目26番18号
破産者　田代　進治
１　決定年月日　平成25年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３９号
長野県上田市五加538番地13
破産者　齋藤　祐治
１　決定年月日　平成25年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第５２号
静岡県菊川市富田51番地の３
破産者　赤堀　大喜
１　決定年月日　平成25年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第５３号
静岡県菊川市富田51番地の３
破産者　赤堀　直美
１　決定年月日　平成25年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第１８７９号
名古屋市守山区喜多山２丁目31番23号　ロワールパークオギソ606号
破産者　小松　周二
１　決定年月日　平成25年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２１４号
愛知県瀬戸市八幡台２丁目10番504号
破産者　網代　健一
１　決定年月日　平成25年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５１３号
京都市西京区大枝沓掛町９番地３　藤和ライブタウン洛西109号
破産者　藤野　英子
１　決定年月日　平成25年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３１８９号
大阪府吹田市南正雀１丁目24番23―203号
破産者　鈴木　啓之
１　決定年月日　平成25年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部